

財政經濟
專門評議會設置

第一條 大藏省下に財政經濟評論會を設け、大藏省下に置く。

第二條 評論會は大藏省補助機關として次の如き任務を擔當する。

(イ) 經濟財政經濟、銀行匯票、外債の現狀調査。

第三條 事務部は本條規定諸事項の爲に必要な材料を各州府、市郡、中央會計へ要請する事を得。

第四條 事務部は専門書記官の擔當を令す。

第五條 本會メンバーは一集會に於て毎年發出する。

第六條 本會メンバーは一集會に對し日給百圓を支給する。

第七條 聯邦より毎年二百萬圓を令す。

第八條 第三條規定適應の爲發出する。

皇族事務部は本條項規定諸項實行の爲必要な材料を各州政府、市郡、中央會計へ要請する事を得

第七條 事務部に専門書記官の擔任せらるる事

第九條 本會メンバーは一集會に於て毎年發出する

第十條 聯邦より毎年二百セントを本令第三條規定適應の爲發出せらるる事

和蘭造船家來伯

近代式大造船所も建設計畫

長を選任す、右不可能なる事情の前後は最長年を推す事

第四條 評議會は完全準備出来たる場所にて於て開會し月少くも三回集會するとし會長任意に召集する事を得

第五條 評議會は各州政府市郡又は直接關係者送付の示唆につき審議すべし

第六條 評議會事務所は聯邦外債に於ける中央會計課附の會計

去る廿六日ヨオ港着のアストリアス號で和國で有名な造船廠であり同國造船業者聯合の會長であるマリス・ヴォーゲル氏が來伯した。氏は今回伯國ロイド會社の兩船擴充案に就き直接關係者と交渉の爲來伯したものであるが右に關し次の如く語つた

其他官憲と交渉の爲來伯した者も交渉の結果協調に達し船を建造する事なれば最初に近代式の完備した造船所を作らねばならぬ、右造船所設置場所はロイド會社がばの意見も聞いた上で確定せねばならぬがヨオ附近に良きなる場所があると思ふまゝ好く調査せよとの事だが何にせよ大體造案ではある云々

連絡、鐵道敷設と
石油取引目標

【アエノスアイレス廿六日】前南大河州知事フロレス・ダ・クンニヤ氏今忠アントニオ・ゲアラ・フロレス・ダ・クンニヤ氏は健康勝れず治療のため本日富市に到着した。

州訪問？

實行は來月中旬頃
ガルガス大統領は來月中旬ころ
ミナス州を訪問するであらうとの
説が傳つてゐるが右に對し、グロボ
紙の探訪したところによれば該説
は事實で大統領にはミナス訪問の
必要がなく、故に現時狀ではリオ
大統領の離れるとは困難な狀況に
居たが、該調査は廿六日陸相自か
ら保安裁判所向け送附し、また右は
調査指揮者エリビデオ・マルチ
ス大佐の意見よりしてクンニヤ前
南大河州知事を行爲に保安令に抵
觸するものなりと結論された爲で
同じくカナパロクンニヤ氏も該
所長パロス・ブレット氏の手續で
審査中と云はれて居る

調書保安裁判所へ廻付

ク前州知事保安令に抵觸

オ市長ベドロ・エルネス
去る廿六日、以て陸軍軍

の位官剝奪す、旨布告發せられ

來月二日文部省主催で

来る十二月二日はリオ市ドン・パドロ二世中學校の創立百年記念

續々摘發本國送還

當局更に調査續行

州知事歸州
州外言

ミ州知事歸州
注目される其の結果

州行政問題に就き上府とした迄で
外に目的は何にも無かつた
と言葉少な 答へたが歸州後の結
果に就き相當注目されて居る

大統領は去る廿六日付
プーシャ・ヴィラノバ

ザアルガス大統領は去る廿六日付を以てマルケス・ドス・レイリス交通相の辭表を受理し、任ぜらして中央鐵道社長メンドンサ・ヨマ大佐が任ぜられた。

移任に大少佐任
臨時保安局長コスタ・フ

ラ氏、州知事の許へ辭表提出中の處廿五日付を以て該辭表受理され、一時的後任としてエスピリト・サント・カルドーゾ陸軍少佐が任命

州第七旅團長に轉任

明日の紙を

明日の紙を御覧下さい

明日の紙を

ARTHUR VIANNA & CIA. LTDA

御座合は日本文にて可

▲土壌を御送り下されば
無料て分給して上げま
す

▲農具、農藥、肥料其の
他御用命は
アルツル

聖市サシベント街
ヴァイアンナ商會へ
一〇〇番
郵函三三二〇

厚し酸性土壌矯正の完
全は認めません

明日は
100コントス

ロテリア・パウリスタ
は賣られたビレッツテ五
枚毎にプレミオは一つ
以上必ずあります

十二月卅一日は
千コントス

PAULISTA
A Nossa Loteria

いし味美お

木苗んが又

優良種
信頼ある 常闇の苗
木を植へ下さい

新田果樹園

ノロ線がアサナ驛
リンスン街道がアサナ
町入口 距離三一

御旅館相原

運賃客には特別割引致します

ノロ線アサナ驛
リンスン市オスピタル街

昭和拾參年度徵集延期ニ關スル告示
 昭和拾參年度徵集延期關係者ハ左記事項心得ノ上昭
 和拾參年壹月卅壹日迄ニ在帝國外徵集延期願又ハ在
 留申告書ヲ差出スベシ
 尙本件ニ關スル届出義務ヲ怠リタル場合ハ徵兵令規
 定ニ依リ嚴重處罰セラレタルニ付ニ生息ス

大正六年拾貳月貳日ヨリ大正七年拾貳月壹日迄ニ生ヒタル者(也)
 チ今回初メテ徵集延期ヲ願ハントスル者ハ在帝國外徵集延期願
 ヲ壹月卅壹日迄ニ提出スベシ(書式參照)
 在留申告書
 一、就ニ徵集延期ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ引續キ昭和拾參年度徵集

二月廿二日(書式參照)但ル昭和拾壹年拾貳月壹日午時貳點七十七分
壹月二日(書式參照)ハ在留甲告書ヲ拾貳月壹日午時貳點七十七分
出スベシ
ヲ過クル者ハ在留申告書ヲ提出スル要ナリ
在留申告書及在帝國公債集積定期ノ一日附ハ昭和拾貳年拾貳月
壹日以降ト爲スコト尙右書類ノ受付ハ便宜拾壹月壹日ヨリ開始ス
在留申告書及在帝國外債集積定期額ノ直接管轄公館ヨリ日本人ノ本籍
地府縣廳宛四月拾五日迄三對者スル概算送スルヲ要スルニ付必ず
壹月後ノ願出ハ之ヲ受理セズ

手紙料送付ノ要ナキモ願書に到着通知ヲ希望スル者ハ返信料同封
ノコト
五 在帝國外徵集延期願及在留申告書ハ各管轄領事館宛提出スルコト
六 願書用紙ハボツツタニシテ必ず白紙ニシテ可成地方青年會又ハ
七 日本人會ニテ用紙ヲ統一シ願書ハ縦綴メ提出スルコト
八 郵送ノ分ハ封筒面ニ徵兵關係ニト記入スルコト
九 在留申告書及在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

二、本籍地	縣府	郡市	村町	大字	番地
三、現在留地	伯國	州	縣	驛	耕地 植民地
四、初メテ徵集ナ延期 セラレタル年月日	年	月	日		
右及申告候也	昭 和	年	月	日	
				氏	名印

意 旨
ハ、副本ニ限り生年月日ヲ氏名ノ傍ニ記載ノコト
ハ、證明餘白ヲ殘シ置クコト
ニ、捺印ヲ忘レザルコト

在帝國外徵集延期願

一、本人 氏名 (生年月日)

二、本籍地 縣府 市町 大字 番地

三、帝國內出賃年月日
四、帝國內出賃年月日
右之通帝國外ノ地ニ在留中ニ付兵役法第四十二條ニヨリ徵集延期相成度候也
昭和 年 月 日
聯隊區 右 氏 名印
徵兵官 殿

昭和拾貳年拾月八日

在サンパウロ帝國總領事館	在サンクト・ペテロブルグ帝國總領事館	在バウルク帝國領事館	在リオデジャネイロ帝國領事館	在ベレイン帝國領事館
--------------	--------------------	------------	----------------	------------

